

鳴門教育大学予防教育科学センター規則

平成20年12月10日

規則第 22 号

改正 平成22年3月24日規則第22号

平成24年4月16日規則第18号

平成29年3月 8日規則第17号

平成31年3月13日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学予防教育科学センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、予防教育科学のもと、学校で行う予防教育の諸プログラムを開発・発展させる中核的役割を担い、プログラムを学校において広く継続的に実践適用するため、学校教員に実践者としてのトレーニングを実施し、円滑な適用環境を構築することを目的とする。

(分野)

第3条 センターに、次に掲げる分野を置く。

- (1) 学校適応分野
- (2) 心身健康分野

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) いじめ、不登校、校内暴力、非行等の学校における現代的課題に予防的に対処するプログラムの開発に関すること。
- (2) 教員研修に関すること。
- (3) 生活習慣病予防、うつ病予防、ストレス予防、食行動改善等の健康問題に予防的に対処するプログラムの開発に関すること。
- (4) プログラム実践及び改善と普及に関すること。
- (5) プログラム実施者の育成に関すること。

(センター会議)

第5条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
 - (2) 専任教員、兼務を命じられた教員及び研究員
- 3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。
- 4 議長は、センター会議を招集しその議長となる。
- 5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) センターの運営方針に関すること。
 - (2) センターの年度業務実施計画に関すること。
 - (3) センター人事、予算に関すること。

(4) センターの業務の実施に関すること。

(5) その他センターの運営に必要な事項

(職員)

第6条 センターに、センター所長、専任教員、兼務を命じられた教員、研究員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第7条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(事務)

第8条 センターの業務に関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。